

中学校消防用設備等点検・防火設備点検業務委託仕様書

1. 件 名

中学校消防用設備等点検・防火設備点検業務委託

2. 履行場所

市内中学校

○中学校(13校)

鼓南、太華、岐陽、住吉、菊川、桜田、須々万、周陽、秋月、富田、福川、熊毛、鹿野、各中学校

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4. 点検回数

① 消防用設備等点検:年2回

着手期日から9月末日まで 上半期

10月から翌年3月末日まで 下半期

② 防火設備点検:年1回

着手期日から9月末日まで

5. 点検内容

別添明細書に記載する設備の種類などに応じて、告示で定める基準に従って行う。

契約期間中、上記設備に何らかの異常が発生した場合には、現場確認及び復旧処置(警報音の停止等)を行う。(復旧に必要な経費は別途請求のこと。)

【消防用設備等点検】

消防法第17条の3の3の規定により、総合点検、機器点検を行う。

《総合点検》 ※1年に1回以上(上半期)実施

・消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、総合的な機能を確認する。

《機器点検》 ※6か月に1回以上(下半期)実施

・消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る)、又は動力消防ポンプの正常な作動を点検する。

・消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無、その他主として外観から判断できる事項を点検する。

・消防用設備等の機器の機能について、外観又は簡易な操作により判別できる事項を点検する。

【防火設備点検】

建築基準法第12条第4項の規定により、作動点検(防火区画等)、連動機構点検等を行う。

6. 点検資格者の配置

受注業者は、令和8年3月3日以前に3か月以上の雇用関係を有している次の①及び②の資格者を各1名以上配置できること。

※ただし、資格の重複は可とする。

- ① 消防設備士(甲種第一類～第五類及び乙種第六類～第七類)、消防設備士(乙種第一類～第七類)又は消防設備点検資格者(第一種及び第二種)のいずれかの資格者を1名以上
 - ② 一級建築士、二級建築士又は防火設備検査員のいずれかの資格者を1名以上
- ※ただし、建築士法第23条により、一級建築士又は二級建築士が行う場合は、建築士事務所の登録を受けた建築士事務所に所属している建築士に限ること。

7. 点検時注意事項

- (1)点検開始前に、防火管理者に点検実務者全員の受注業者の社員証等を提示し、点検内容を明確に伝える。
- (2)別添明細書に記載の消火器取替本数に記載の数量は、製造年の古いものから順に抽出し、取り替える。(放射試験は実施しない。)

8. 結果の報告

【消防用設備等点検】

上半期は、消防用設備等点検結果報告書(総合点検)を9月30日までに、下半期は、消防用設備等点検結果報告書(機器点検)を3月31日までに提出する。

消防署へ報告義務のあるものについては、発注者の確認後に提出する。

※報告書は、下記の様式を使用する。

○消防用設備等点検結果報告書の様式

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成16年5月31日消防庁告示第9号)で定める別記様式第1～3

○消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和50年消防庁告示第14号)で定める別記様式第1～36

【防火設備点検】

定期検査報告書を9月30日までに提出する。

※報告書は、別添の様式を使用する。

《提出先》

- ・教育委員会教育政策課
（消防署へ報告義務のあるものについては、消防署の審査を受けたもの）
 - ・各学校（休校中の学校は教育委員会教育政策課）
- ※提出部数 各 1 部

9. 委託料

- (1) 本業務の委託料は、契約期間中全てに係る費用を月額に標準化して支払うことを予定している。したがって、本業務の入札においては、契約期間における全ての費用を算出し、その総額を履行期間の月数で等分した額をもって入札金額とすること。
- (2) 契約金額は月額とする。発注者が点検報告書を確認し、受注者から適法な支払い請求書を受領したときは、すみやかに請求のあった委託料を支払うものとする。ただし、受注者への支払いは以下の各期毎とする。

年度	期別	実施月
令和 8 年度	1 期	4 月～9 月
	2 期	10 月～3 月
令和 9 年度	1 期	4 月～9 月
	2 期	10 月～3 月
令和 10 年度	1 期	4 月～9 月
	2 期	10 月～3 月

10. 長期継続契約の特記事項

- (1) この入札に係る契約は、「周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第 2 条第 1 号オに基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降の履行期間において、各年度における長期継続契約の予算の範囲内で契約を継続するものである。
- (2) 発注者は、当該契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削減があった場合には、当該契約を解除することができる。
- (3) 受注者は、(2)の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を発注者に請求することができない。

11. その他

- (1) 業務の遂行にあたり、学校、教育委員会、市及び各関係機関との調整を必要に応じて行うこと。
- (2) 各点検業務で軽微な変更がある場合においては、契約額の変更はしないものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者との間で別途協議し、発注者の裁定に従うものとする。

令和8～10年度中学校消防用設備等点検業務設計明細書

設備名		単位	鼓南	太華	岐陽	住吉	菊川	桜田	須々万	周陽	秋月	富田	福川	熊毛	鹿野	合計
消火器																
消火器（蓄圧式）		本	18	39	33	38	28	29	25	33	34	50	38	46	21	432
取替本数（令和8年度）		本	6	9	10	9	9	5	4	5	10	13	9	11	8	108
取替本数（令和9年度）		本	4	7	7	6	6	5	3	5	7	9	7	8	6	80
取替本数（令和10年度）		本	3	7	4	5	4	5	3	4	5	8	5	6	3	62
屋内消火栓																
加压送水装置等	水源	式		1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	14
	電動機の制御装置（制御盤）	式		1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	14
	手動起動装置	個		1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	14
	水圧閉閉装置	台														
	加压送水装置（ポンプ・電動機）	組		1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	14
	呼水装置	台		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
消火栓	屋内型	基		10	12	15	10	8	7	18	12	23	14	17	6	152
表示灯		個		12	14	15	10	10	9	21	12	26	14	18	6	167
放水試験		式		1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	14
配線点検		式		1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	14
自動火災報知設備																
受信機	P型1級	窓		18/30	25/30	27/30	18/20	18/20	16/20	29/30	16/20	34/40	25/30	19/25 8/10	10/10	13
	P型2級	窓	2/3													1
副受信機		面		1			1					1				3
熱感知器	差動式（分布型）	個	4	9	9	7	9	7	4	5	6	8	6	13		87
	差動式・補償式（スポット型）	個	10	102	97	126	125	70	67	109	89	175	79	61	56	1166
	定温式（スポット式）	個		15	15	7	10	11	13	8	7	17	6	20	11	140
煙感知器	イオン式・光電式（スポット型）	個		6	11	28	5	7	3	9	4	16	19	10	2	120
	光電式（分離型）	個														
発信機		個	2	12	14	15	10	10	9	21	12	26	14	17	6	168
音響装置（電鈴）		個	2	14	14	17	10	10	9	21	12	28	14	17	6	174
配線点検		式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		12
漏電火災警報器																
受信機		台	1	2	2	2										7
変流器		台	1	2	2	2										7
配線点検		式	1	1	1	1										4
非常警報設備																
非常ベル	起動装置	個	3													3
	音響装置（電鈴）	個	3													3
放送	起動装置	個			1							1				2
	増幅器	台			1							1				2
配線点検		式	1		1							1				3
避難器具																
避難はしご等		台					1					8	6			15
誘導灯及び誘導標識																
誘導灯	小型・中型	個		5	8	6	6	6					3	6		40
	大型	個														
信号装置		台			1											1
配線点検		式		1	1	1	1	1					1	1		7
誘導標識		個										12		3		15
非常電源専用受電設備																
低電圧での受電設備（配分電型）		台														
高電圧での受電設備（300kVA以下）		台		1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	14
配線点検		式		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
防排煙制御設備																
制御盤		台		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
起動装置	煙感知器	個		8	18	19	6	9	6	11	10	34	11	3	6	141
	熱感知器（定温式）	個														
	手動起動装置	台		8	15	1	4	9	4	5	3	1	1	3	6	60
	温度ヒューズ	台											8			8
開閉装置	防火戸	個				12	2		2	12	7	29	18			82
	シャッター	個		8	15	1	4	9	4	5	3	1	1	3	6	60
配線点検		式		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12

点検様式 2-1

定期点検報告書
(特定建築設備等)

(第一面)

建築基準法第 12 条第 4 項の規定による定期点検の結果は別紙のとおりです。
周南市長 様

令和 年 月 日

点検者 ㊞

【1. 対象建築物等】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 点検を行った特定建築設備等】

【イ. 種類】 昇降機 建築設備 防火設備

【ロ. その他特記事項】

(注意)

1. 第一面関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ③ 点検者が 2 人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ④ 点検者氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ⑤ 3 欄の「イ」は、報告する特定建築設備等のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

防火設備に係る不具合の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る点検結果について作成してください。
- ② 2欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 3欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の防火設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑤ 3欄の「ロ」は、点検結果が確認できない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 3欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 4欄は、代表となる点検者並びに点検に係る防火設備に係るすべての点検者について記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑧ 4欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 4欄の「ニ」は、点検者が職員の場合は、点検者の所属を記入してください。点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 4欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑪ 5欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑫ 5欄の「ロ」は、点検対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。
- ⑬ 6欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑭ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合には、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ⑮ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 前回点検時以降に把握した火災時の防火設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に記録すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。
3. 第三面関係
- ① 第三面は、前回点検時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合には、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検記録表
(防火扉)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目		点検結果			備考	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況				閉鎖の障害となる物品の放置の状況	
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況				
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)		危害防止装置	作動の状況				
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況				
(6)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(7)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(8)			結線接続の状況				
(9)			接地の状況				
(10)			予備電源への切り替えの状況				
(11)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(12)			容量の状況				
(13)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(14)			再ロック防止機構の作動の状況				
(15)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況					

特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検報告書に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までをグレー色の網かけで抹消してください。
- [5] 「点検結果」欄は、『国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（平成29年版）』表2-2-3(1/4)（い）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、『国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（平成29年版）』表2-2-3(1/4)（い）欄に掲げる点検項目について同表（ろ）欄に掲げる点検事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合は「改善の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。

[10] 各階平面図を添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、各階平面図は点検様式4-2-2、点検様式4-2-3又は点検様式4-2-4の各々の各階平面図に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

[11] 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-3の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を各階平面図に明記してください。

点検記録表
(防火シャッター)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目		点検結果			備考
			指摘なし	要是正		
				既	存	
			不	不		
			適	適		
			格	格		
(1)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)	駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※				
(3)		スプロケットの設置の状況※				
(4)		軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※				
(5)		ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況				
(6)	カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況				
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(8)	ケース	劣化及び損傷の状況				
(9)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況				
(10)	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(11)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(12)		危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(13)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(14)		作動の状況				
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況			
(16)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(17)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(18)			結線接続の状況			
(19)			接地の状況			
(20)			予備電源への切り替えの状況			
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(22)			容量の状況			
(23)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(24)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況				

特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - [3] 「点検者」欄は、定期点検報告書に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 - [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までをグレー色の網かけで抹消してください。
 - [5] 「点検結果」欄は、『国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（平成29年版）』表2-2-3(2/4)（い）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
 - [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、『国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（平成29年版）』表2-2-3(2/4)（い）欄に掲げる点検項目について同表（ろ）欄に掲げる点検事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
 - [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - [9] ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
 - [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合は「改善の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- 各階平面図を添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、各階平面図は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-4の各々の各階平面図に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [11] 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-3の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を各階平面図に明記してください。

点検記録表
(耐火クロススクリーン)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目		点検結果			備考
			指摘なし	要是正		
				既	存	
			不	不		
			適	適		
			格	格		
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況			
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況			
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(11)			作動の状況			
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況			
(13)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(14)			結線接続の状況			
(15)			接地の状況			
(16)			予備電源への切り替えの状況			
(17)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(18)			容量の状況			
(19)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(20)	総合的な作動の状況		耐火クロススクリーンの閉鎖の状況			

特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検報告書に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までをグレー色の網かけで抹消してください。
- [5] 「点検結果」欄は、『国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（平成29年版）』表2-2-3(3/4)（い）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、『国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（平成29年版）』表2-2-3(3/4)（い）欄に掲げる点検項目について同表（ろ）欄に掲げる点検事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合は「改善の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [10] 各階平面図を添付し、耐火クロススクリーンを設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、各階平面図は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-4の各々の各階平面図に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [11] 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-3の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を各階平面図に明記してください。

点検記録表
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目		点検結果			備考
			指摘なし	要是正		
				既	存	
			不適格			
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		開閉弁	開閉弁の状況			
(3)		排水設備	排水の状況			
(4)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況			
(5)			給水装置の状況			
(6)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況			
(7)			結線接続の状況			
(8)			接地の状況			
(9)			ポンプ及び電動機の状況			
(10)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況			
(11)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(12)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況			
(13)		圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況				
(14)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況			
(15)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況			
(16)			結線接続の状況			
(17)			接地の状況			
(18)			予備電源への切り替えの状況			
(19)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(20)			容量の状況			
(21)		自動作動装置	設置の状況			
(22)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況				

特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検報告書に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までをグレー色の網かけで抹消してください。
- [5] 「点検結果」欄は、『国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（平成29年版）』表2-2-3(4/4)（い）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、『国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（平成29年版）』表2-2-3(4/4)（い）欄に掲げる点検項目について同表（ろ）欄に掲げる点検事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合は「改善の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [10] 各階平面図を添付し、ドレンチャージャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、各階平面図は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-3の各々の各階平面図に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [11] 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-3の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を各階平面図に明記してください。

関係写真
(防火設備)

部位	番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付	特記事項		

部位	番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付	特記事項		

(注意)

- [1] この書類は、点検の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ点検様式4-2-1～4-2-4の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- [4] 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。